

2025 年 6 月 30 日

対象製品販売店各位

経済産業省商務情報政策局情報産業課
文化庁著作権課

私的録画補償金の徴収に係る価格転嫁について

平素より経済産業行政及び文化行政に御理解、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

別添の一般社団法人 私的録音録画補償金管理協会（以下「sarah」という。）の文書に記載のとおり、著作権法の諸規定等に基づき、いわゆるブルーレイディスク録画機器については、1 台当たり税抜 182 円（税込 200 円）の補償金額を当該機器の購入者が sarah に対して支払うこととされています（私的録画補償金制度）。

当該機器の製造又は輸入を業とする者は、当該補償金の支払の請求及びその受領に関して協力しなければならないとされているところ、今般、sarah 及び製造業者 4 社（シャープ株式会社、ソニー株式会社、TVS REGZA 株式会社、パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社）との間で、製造業者が出荷価格に当該補償金額を上乗せした上で、製造業者が sarah に対して補償金額を支払う旨の合意がなされたところです。

購入者が sarah に対して補償金額を支払う義務があるとされている制度の趣旨に鑑み、また制度の円滑かつ適切な実施を担保するためにも、当該補償金額が販売価格へ適切に転嫁され、購入者が適正に補償金を支払う機会を確保することが重要です。

つきましては、対象製品販売店におかれましては制度の円滑かつ適切な実施に向けて適切な価格転嫁が行われるよう、別添の文書に加えて、下記の内容を行わないなど、適切な措置を講じるよう要請します。

記

1. 私的録画補償金制度に基づく補償金を出荷価格に上乗せするために製造業者が取引価格の改定を協議した場合に、価格転嫁をしない正当な理由を書面、電子メール等で明示的に製造業者に回答することなく従来どおりに製造業者からの仕入価格を据え置くこと。
2. 補償金額を上乗せした改定出荷価格に合意しつつ、リベート等の形で補償金額分の値引きを要請すること。
3. 仕入価格を据え置くこと、もしくはリベート等による値引き要請を製造業者が拒否したことを理由に取引を停止すること、その他いわゆる「買った

たき」に準ずる行為を含む「優越的地位の濫用」及び「優越的地位の濫用」に類似するような不当な行為を行うこと。

以上

(注)「優越的地位の濫用」及び「優越的地位の濫用」に類似するような不当な行為の考え方については①「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」ガイドブック、②「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準、買いたたきの事例等については③「ポイント解説 下請法」を御参照ください。

①「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」ガイドブック（公正取引委員会）

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/yuuetsu.pdf

②「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」の運用基準（公正取引委員会）

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/daikibokouri.html>

③ポイント解説 下請法（公正取引委員会・中小企業庁）

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/pointkaisetsu.pdf

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/pointkaisetsu.pdf>

問い合わせ先：

（本通知に関すること）

経済産業省商務情報政策局情報産業課

齋藤、浜崎

電話番号：03-3501-6944

（私的録画補償金制度に関すること）

文化庁著作権課著作物流通推進室

八田、内村、本多

電話番号：03-6734-2847

2025 年 6 月 30 日

対象製品販売店各位

一般社団法人 私的録音録画補償金管理協会

(^サs ^ーa ^ラr a h)

理事長 水口 昌彦

私的録画補償金の徴収開始に伴うお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

当協会は、音楽・実演・レコード・映像・テレビ放送・文芸に関する著作権及び著作隣接権を持つ権利者 14 団体で構成され、著作権法に基づく「私的録音補償金」及び「私的録画補償金」の収受団体として文化庁長官から指定された一般社団法人です。

私的録音録画補償金制度においては、指定された機器または媒体の購入時に当たり、購入者が補償金を支払うこととされており（法 104 条の 4 第 1 項）、機器及び記録媒体の製造又は輸入を業とする者（以下「製造業者等」といいます。）は、私的録音録画補償金の支払の請求及びその受領に関し協力しなければならないとされております（法 104 条の 5）。

これまでも、MD、CD-R などの録音機器と記録媒体における私的録音補償金として、各製造業者等のご協力のもと、機器と媒体の補償金の額を上乗せする形で取り纏めていただき、当協会にお支払いただいております。

2022 年 10 月 21 日に、新たにブルーレイディスクレコーダー及びそれに供される記録媒体が私的録画補償金の対象として指定され、2024 年 12 月 25 日に補償金の額が次のとおり認可されました。

（認可された補償金の額）

- ・ 特定機器：1 台当たり 182 円（税抜） ※200 円（税込）
- ・ 特定記録媒体：当該特定記録媒体の基準価格に 1% を乗じて得た額

※文化庁ホームページ

「ブルーレイディスクの機器・媒体に係る私的録画補償金の額の認可について」

https://www.bunka.go.jp/koho_hodo_oshirase/hodohappyo/94151301.html

機器指定及び補償金の額の認可に際し、当協会是一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）及び機器の製造業者 4 社（シャープ株式会社、ソニー株式会社、TVS REGZA 株式会社、パナソニック エンターテインメント&コミュニケーション株式会社＝50 音順）と協議を重ね、製造業者が出荷価格に当該補償金額を上乗せしたうえで、製造業者が当協会に対して補償金を支払う旨の合意をいたしました。また、記録媒体の製造業者等に対しても、本制度の趣旨について説明を行っております。

つきましては、対象製品販売店におかれましては、製造業者等が補償金の額を出荷価格に上乗せすることにつきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

（お問い合わせ先）

一般社団法人 私的録音録画補償金管理協会（^サ^ー^ラ s a r a h）

メールアドレス：otoiawase@aa.wakwak.com

ホームページ：<http://www.sarah.or.jp/>